
規 則

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 11 月 29 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第87号

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

高知県住民基本台帳法施行細則（平成14年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「健康保険の被保険者証」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」に改める。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「健康保険の被保険者証」を「個人番号カード」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

規 則

◎ 高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則